

(様式第1号)

平成27年度 第3回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	平成28年3月16日(水) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 大方 美香 副 会 長 寺見 陽子 委 員 尾崎 京子 委 員 小西 理恵子 委 員 武田 和子 委 員 中俣 久美 委 員 友廣 剛 委 員 岡本 直子 委 員 中田 伊都子 委 員 江守 易世 委 員 橋本 亮一 委 員 河渕 久美子 委 員 久松 ひろ子 委 員 堀江 賀代 委 員 北野 章 委 員 三井 幸裕 欠席委員 末谷 満 欠席委員 金光 文代 欠席委員 松尾 未央 事務局 こども・健康部主幹 和泉 みどり こども・健康部主幹, 学校教育部主幹 中塚 景子 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課政策係長 阿南 尚子 こども・健康部子育て推進課施設整備係主事 井村 元泰 こども・健康部子育て推進課政策係主事 高松 靖子 芦屋市子ども・子育て会議関係課 こども・健康部子育て推進課長 伊藤 浩一 こども・健康部主幹(こども担当課長) 茶嶋 奈美 福祉部社会福祉課長 広瀬 香 福祉部社会福祉課福祉医療係長 森本 真司
事 務 局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公 開

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の4章及び5章の目標設定について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の評価基準について

<報告>

- (1) 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について
- (2) 補助金を活用した子育て支援事業の報告について

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 目標の設定について（案）
- 資料1-2 実績報告について
- 資料2 評価基準（案）
- 資料3-1 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について
- 資料3-2 ニーズ量の見込みのPDCA（事業計画第5章教育・保育の量の見込みと確保方策）
- 資料4-1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）活用事業（子育てガイドマップ作成事業）
- 資料4-2 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）活用事業（子ども医療費助成事業）

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(大方会長) ただいまの事務局からの委員会の公開の件についてはよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

(大方会長) 傍聴についてもよろしいですか。

【全員異議なし】

【傍聴者入室】

(大方会長) それでは議事に入る前に、事務局は本日の資料の確認をお願いします。

【事務局より資料確認】

<議事>

1 子ども・子育て支援事業計画の4章及び5章の目標設定について

(大方会長) 事務局から議題1「子ども・子育て支援事業計画の4章及び5章の目標設定について」の説明をお願いします。

(事務局阿南) 前回の協議では、昨年度まで実施していた次世代育成支援対策推進行動計画の総括評価について、現状の課題と併せて事務局から報告させていただきました。そしてその課題を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画で重点的に見ていくべき事業を抽出するための協議をしていただきました。

資料1の上段6つが重点事業です。平成31年度目標を設定し、毎年進捗状況を確認していきます。

順にご説明します。「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」事業の指標は、「地域における就学前施設間の交流会開催」で、平成31年度目標を「充実」と設定させていただきました。

公立幼稚園、保育所とも施設間交流の意識は高くなっていますが、私立園との交流については今後本格的に実施していきます。前回の会議でもご意見があったように、市内には以前よりも多様な就学前施設が設置されており、施設や公私に関らず、質や環境が保障される必要があります。交流を通じて、一貫した教育・保育が実施されるだけでなく、地域間で交流を深めていくことにより、小学校入学時には顔見知り、友だち同士になっているよう、事業を充実させていきます。

なお、回数をこなすことが重要視され、質や中身の重要な部分が疎かになったり、回数だけで園そのものを評価したりしかねないという懸念もあったため交流会の回数は目標に掲げていません。

続けて「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」ですが、こちらは「就学前施設における合同研修会の参加人数」を指標とし、31年度目標を407人と設定して、施設を問わず質の高い教育・保育を提供できるようにします。なお、目標の数値は市の総合計画から引用したものです。

その下の「地域における子育て支援活動」ですが、「幼稚園の実施する未就園児とその保護者に対する施設開放回数」の目標を304回に設定しております。今までよりも気軽に公立幼稚園に遊びに来ていただくということで、地域の方々に週1回ペースで園を開放します。ご近所同士の交流により、互いの情報交換やネットワーク化を図っていただきたいと思います。

続けて、「公共施設の有効活用」です。2つの指標を設定しており、1つ目は

「公園ニーズを把握して、その結果を踏まえた公園整備を実施する」というもので、2つ目は「子どもが利用できる公共施設の周知」です。以前から課題があった小学生の居場所について改めて検討し、小学生が利用する主な公共施設である公園の整備を充実させることとしました。

公園は広くみなさんに利用していただくものですので、子どもや保護者の意見ばかりを優先し整備できるものではありませんが、まずはニーズを把握して整備を進める取組を行いたいと思います。なお、現段階では整備内容が具体化しておりませんので、31年度目標は「充実」と設定しています。公園以外の公共施設についても、ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等、様々な媒体を活用しながら新たな情報を発信し、利用いただけるよう努めます。

続けて「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」ですが、指標としては「子ども向けの防犯啓発リーフレット発行」と「警察との連携による防犯講習会の実施」の2つで、目標を「実施」としました。2つとも新規の取組です。

防犯対策は警察との連携による情報の共有を行い、新しい情報を啓発する必要があることから、警察との連携で体験型の防犯講習会を実施することを検討しています。また、現在子ども向けの防犯啓発のリーフレット等がなく、子ども自らの防犯意識を高めるためにも必要であることから、新たに作成していくことを目標として設定しました。

最後に「交通安全の意識向上」です。子どもの交通事故件数を指標とし、31年度には14件という数字を掲げています。中学生向けの交通安全教室や小学生への下校指導等を行い、市内での子どもの交通事故件数を削減するというものです。

引き続き、計画書の第5章部分をご覧ください。こちらは計画の策定時に協議いただき、年次ごとの目標値を決定し、現在各所管課で遅延の無いよう取組を進めているところです。資料に記載している目標値は計画書にある事業ごとの提供量あるいは推計値です。

今回は支援事業計画の策定時に詳細が未定であった2事業について説明します。No.13「実費徴収に係る補足給付を行う事業」をご覧ください。こちらは計画策定当時、詳細が未定であり、計画書にもニーズ量等の記載はありません。内容としては、生活保護世帯等に対し、幼稚園や保育所等で実費として徴収された文房具、行事等に係る費用の一部を給付するというものです。今年度から本格的に実施している事業ですので、今年度の実績見込みに基づく人数を目標値として設定しました。84人という数字は年間延べ人数です。

次にNo.14「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」です。先ほどの事業と同様、計画策定時には詳細が未定であり、事業の概要以外に記載がありません。現在、新しく開設された小規模保育事業所等へ保育士等が訪問して指導、助言等をしておりますが、目標として設定できる数字はございませんので、「充実」とさせていただいております。

補足としまして、こちらに記載されている目標値以外にも、実際はどれくらいのニーズがあって、どのように対応したのかという内容が、計画の進行管理上重要だと考えています。例えば、NO.4「地域子育て支援拠点事業」は、計画上では実施か所数を増やしていくという目標値ですが、それは身近な場所で親子が集まって交流できたり、子育ての相談が出来たりというニーズに対応するための方

法の一つです。親子ひろばの展開によって拠点事業以外にも子育てニーズに対応している面もありますので、目標値の達成の有無に関する内容以外にも関連する内容については、実績報告の際に報告させていただくようにしたいと思います。

(大方会長) 今説明いただきましたが、資料1の第4章、第5章について何か質問はございませんか。

(岡本委員) No.4「地域子育て支援拠点事業」の中で、「むくむく」、「ぷくぷく」、「もこもこ」と書いていますが、「あい・あいる一む」も同じような取組かと思うのですがここには含まれないのですか。

(大方会長) 事業内容に記載されている「むくむく」、「ぷくぷく」、「もこもこ」は3つ限定ですか。それともその他も含むのですか。

(事務局阿南) 「あい・あいる一む」は親子が集まれるひろばですが、「地域子育て支援拠点事業」という括りですと、情報提供の機能を果たしたり、支援員の配置等の条件があったりするため、ここには含まれていません。「あい・あいる一む」は計画の第4章に含まれていますので、そちらで実績報告させていただこうと考えております。

(岡本委員) 専門の支援員の方がいらっしやるかいらっしやらないかの違いですね。

(事務局阿南) はい。そうです。

(江守委員) 第4章の「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」のところで、警察の生活安全課のパンフレットか何かで『いかのおすし』といって子どもたちに「いかない」とか、「何々しない」とか教えてらっしゃるのですが、今までされていたそういったこととは別に、継続されずに新規の事業になるのはどうしてでしょうか。

(事務局阿南) 防犯対策と言うと警察が重点的に実施しておりますが、防災安全課としても警察と連携して、子どもさんが実際に体験して、「これは危ない」とか「こうしたらいいんだ」と実感できるような内容の取組を新たに進めるという提案をしております。今までに防犯の取組が無かったわけではありませんが、改めて子どもたちに伝える事業を行うという提案内容を掲げています。

(三井委員) 先ほどの「あい・あいる一む」もですが、資料に記載されているものは新たに施策の方向の目的でやろうということを記載したもので、記載していないからしない、ということは決してございません。ただ需要の変化とともに、今までの取組を止めてより良いものに変えることはあります。今回は現在実施している事業に加えて行っていこうというものを記載しています。

(北野委員) 情報提供です。第4章の「地域における子育て支援活動」の中で、「公立全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放」が載っていますが、来年度の事業として学校教育課が主体で、「3歳児親子ひろば」を実施します。これは実際に指導員も付けて全園で行います。計画策定段階では事業として名前は無かったものですので、今後行われるということを知っておいていただければと思います。

(大方会長) 書き加えるという意味ですか。

(北野委員) 未就園児とその保護者に対する施設開放という主旨に含まれるものですので、改めて書き加えることはないですが、今後様々な形で啓発していきますのでぜひ名前を覚えておいていただければと思います。

(中田委員) 第4章の「公共施設の有効活用」で、「子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し」と書いてありますが、いつも子どもたちは公園でボール遊びがし

たいと言います。それが最近できなくなってきた、地域住民の方がボール遊びはいけないとか、困るという風におっしゃったりしてどんどん遊べなくなっている、できるのかなという心配があるのですが。

(寺見副会長) 施設整備を行おうとすると、建設関係の所管が連携してくると思います。今確認した限りでは、その文言が出ていないですが、その辺りはどうなっていますか。実際に整備しようとする際に、その地域やエリアによって公園施設の条件等が決まっていると思うので、今おっしゃったボール遊びができるような整備をするためには、既存の物の中身を変えるだけでは難しいと思います。その辺りの連携はどうなっているかということも聞かせてください。

(事務局阿南) 先ほど中田委員がおっしゃったようなソフト面と寺見副会長がおっしゃったハード面が連携しないと、充実というのはなかなか難しいのではないかと考えています。公園管理の担当者のお話によると、公園整備の際は地元説明会を3回程度開催して、必ず意見を聞き、可能な限り取り入れるということは、今も行っていきます。もちろん予算等がありますので、要望を全て取り入れられるものではないという前提ですが、公園管理の担当者にも、何故ボールで遊べないのかという電話や問い合わせが何件も来るという現状があるようです。公園管理側としては、ボール遊びを禁止している訳ではなく、周囲の人に迷惑をかけない程度に自分で考えて遊んで欲しいという主旨を説明します。しかしボール遊びは周りの大人が危ないからやめて欲しいとか、遊ぶ声がうるさいということで制限をしてしまっており、管理側としてもそこは問題だと考えています。また、過去の経過で条例上は禁止されていないはずのボール遊びを禁止と書いている掲示板があったりして、芦屋市の公園ではボール遊びができないと全体的に広まっている現状があります。

整備の具体的な内容の案としては、看板の建替え等で少しずつ理解を示していければと考えています。子どもたちへ遊び方を啓発するのは、公園の管理側だけでできることではないですが、方法の一つとして点検により掲示板で誤解を生むような記載を改めていけるのではと協議しています。ニーズ把握は難しいですが、子育て支援の担当と公園の管理側とが連携して進めていく予定の事業ですので、見守っていただきたいと思います。

(寺見副会長) ソフト面については、ぜひそのようにお願いします。でも人間ですからやりたいことは禁止されてもやりたい、しかし行政としては危険なことが起こって責任を問われても困るというジレンマが非常にあると思います。ボールはどこへ飛んでいくかわからないので、できれば網を張る等して、ここの公園では高い網があってボール遊びをしても大丈夫だというようにハード面の整備をして欲しいです。もしニーズがあるならば、ボール遊びに限らずそういった整備をしていくことを考えていただけたらと思います。

(三井委員) 子育て推進課が全て行うということではなく、様々なお声を聞いて各所管課へ繋いでいきます。ここで「公共施設の有効活用」と記載しているのは、できるだけ既存の施設を有効に色々な形で使いたいという取組を指しています。今回のご意見を踏まえて所管課に発信し、公園であればどこで遊べるとかそういったことについてどのような形で折り合いを付けていくのかということは所管課の方で考えていくこととなります。ハード面につきましては、相反するご要望が常にあるというのが難しいところです。ただどちらも充足していく必要がありますので大きな課題ですが、所管課も前向きに取り組んでいこうとしていま

す。

(寺見副会長) ボール遊びというのは一つの事例で、全て子どものニーズに沿ってというのが難しいのはよくわかっていますが、ここの指標が「充実」となっているので、ハード面ソフト面でどのような視点を持って、31年度に向けて住民の皆さんのニーズに沿うように考えていくかということが重要です。「把握」、「実施」、「周知」と記載がありますが、具体的に広めていけるように想定していただけたらというつもりでお話ししました。よろしくお願いします。

(大方会長) ありがとうございます。目標が曖昧で色々な意見が出ておりますが、逆に乳児が行ける公園が無い、大きいお兄ちゃんばかりが占拠して野球をしていて赤ちゃんが行ける場所が無いとか、乳母車で行ったけれど危ないといった声も出ています。

この会議は別に細かいことを決める場所ではなくて、この第4章、5章の案として年度内に重点事業を作って、計画したことが順調に進んでいるかということを確認していくこととなります。ただし会議でこんな意見が出たということとは所管にお伝えいただければと思います。

寺見先生が言って下さったこの「充実」の中身は、ニーズの把握をすること、第5章の13事業に関しては、きちんとニーズ調査をしているので数値が出ていますよね。第4章に関しては、次世代の引継ぎなので数値目標が無いために大きな目標でやっていて、接続部分なので曖昧さが残ります。「充実」という目標でいいのですが、できればどういうニーズがあるかということ所管で検討いただきたいと思います。公園によってニーズが違ってもいいし、全部同じことをする必要はないと思います。今日のご意見を参考にいただけたら、この「充実」が何の充実かということを最終的には確認できると。そうしないと評価ができなくなると思いますので、所管に伝えていただけたらと思います。

一応この目標設定案ということで、若干曖昧な部分はあるのですが、これでお認めいただくということによろしいですか。

(堀江委員) 第5章のNo.2「放課後児童健全育成事業」で年度ごとの数値が挙がっているのですが、低学年の数値について、計画を見るとニーズ量＝提供量となっています。これは計画策定の段階で「低学年に関しては待機を出さないという方針のもとニーズ量をそのまま提供量にしている」という返事でした。高学年に関しても31年度の予測値＝提供量、その前年の30年度に関しては半数を、31年は全部を満たす形の提供量にしているということでした。実情が変われば、そのニーズを満たすということであれば、当時本当にこのような表でいいのかということも尋ねました。その部分を切り取って目標値だけが挙がってくると、本当にこのままいくのかなという気持ちです。

(事務局和泉) 目標値につきましては、この計画を策定する際にニーズ量を把握した中で、割り振った数字です。資料1にはそれをまとめて記載しています。今後の事業の進め方につきましては、これに沿った形で待機を出さない方向で取組んでいくことには変わりがないので、一旦これは見やすくまとめたということでご理解いただければと思います。

(大方会長) 根拠となる値は、この計画書から引っ張ってくるべきです。現実的にはこの5年で変わっていくものも出てくると思います。13事業に関しては年度ごとで評価しますので、またその時々に見えてくるものもあると思います。では、一旦この案を進めていただくということをお願いします。

2 子ども・子育て支援事業計画の評価基準について

(大方会長) では、事務局から議題2の子ども・子育て支援事業計画の評価基準についての説明をお願いします。

(事務局阿南) まず評価基準の説明の前に、資料1-2を参考にご覧ください。実際の報告についてです。第4章は基本目標1から基本目標4まで、合計13の施策の方向で構成されています。1回目の会議の結論が施策の方向ごとでまとめるということでしたので、資料下段のイメージでまとめていく予定です。市では毎年事務報告書を作成して公表していますので、所管課から事業実施内容の報告を受け、事務報告書公表の時期に合わせて、報告内容を基に子ども・子育て会議で評価をお願いしたいと思います。

では、資料2の第4章の評価基準をご覧ください。事務局の提案としては、A B Cの3段階評価です。第4章は次世代育成支援対策推進行動計画と同様、最終年度に目標を掲げております。その目標に対して、実際の進捗はどうだったのかという基準で評価をいただきたいと考えています。31年度目標を達成した場合、A評価ということになります。数値目標を掲げている事業につきましては、その数値を達成していればA評価となります。事業の中には「充実」が目標となっているものがありますが、評価いただく際には所管課からの事業の実績内容をご報告しますので、協議の上で目標達成したかどうかのご判断をいただければと思います。

B評価は、目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合の評価です。例えば、数値目標にあと少しだけ届かなかったという場合や、実績報告で取組が大いに進んでいることが明らかな場合等が想定されます。目標達成には至らなくても一定の進捗を評価、確認できる項目が必要と判断し、B評価を設定しました。

最後にC評価ですが、こちらは目標を達成しておらず、たいした推進もなかったという場合の評価です。AやBの評価が付けられないものは全てC評価となります。

このA B Cの評価基準は前の計画の評価時にもほぼ同一のものを利用していました。以前は評価パターンを細かく設定しすぎて複雑でしたので、今回はできるだけシンプルに評価基準を設定させていただいております。事業の実績報告から、委員の皆さまに判断いただきたいと考えております。

続けて第5章の評価基準です。全く異なる評価基準ですと分かりにくくなってしまうので、同じA B Cの3段階評価を提案しています。

第5章の事業は年度ごとに目標が設定されておりますので、年度目標を達成していればA評価となります。また、目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合はB、目標の達成も推進も認められない事業はC評価となります。第5章部分の目標値の設定は計画書に基づくものですので、実際のニーズがそもそも目標値に満たない事業、また目標値を大きく上回る事業等も出てくると思います。皆さまに評価いただく際には一旦所管課と事務局とで内部評価したものをお示しする予定です。第4章の評価と同様、内部での評価や実績報告を基に協議いただき、最終評価を決定していただきたいと考えております。

(大方会長) 議題2について何かご意見、ご質問ありませんか。

(橋本委員) 先ほどの堀江委員からのご意見と関連があるのですが、ニーズ量そのものが予測と変わった場合にその目標達成度合い、目標の評価の仕方というものに関して、どのように考えていくのかという、内規のような考えがあった方がいいのではないかと思います。ABCという3段階で評価すること自体は、最終的に報告する相手というのは市民の皆さんですので、市民の皆さんから見ても非常にわかりやすいという点ではいい方法だと思います。もちろんコメントは付くと思いますので、コメントと合わせて事業を市民の皆さんに報告するという意味では、非常にわかりやすいと思う一方で、待機を一切出さないという風に事業の中で取組をしているにも関わらず、実はニーズの予測量よりも実際のニーズの方がはるかに増えてしまった、それに対して目標は達成したけれども実は待機は出ていますという時に、じゃあどう評価するのか、これは最低限決めておいた方がいいと感じますが、いかがでしょうか。

(事務局和泉) 評価につきましては、実績を数字で比較してというのが一番わかりやすいということでこのような提案をさせていただきましたが、例えば実際のニーズと乖離があるといった場合、所管としてはどれだけのことができたのかというのは実績報告の詳細の中で反映されていくこととなります。この資料ではA評価として目標が達成した、数字が上か下かという表記になっておりますが、実際は目標のニーズと実際のニーズとの乖離、所管が行った事業の比較というもので、数字だけではない部分の評価を含め実績報告と照らし合わせて判断いただければと思います。おっしゃっていただいたようにコメントも付けた中で評価という形で固めさせていただければと思います。

(寺見副会長) 今のご意見は、目標修正をどうするかという問題ですね。端的にそのことについて、内規が必要ではないかというご意見です。目標修正については確かにどこにも述べられていないので、そのところをどのように決定していくかということです。

(三井委員) 元々ニーズ量の把握に際しては、一人一人に聞くのではなく、統計的手法を取っているのでピタッと適合しません。例えば目標値があったもののニーズ量が超えてしまっているという場合、逆に目標値よりもニーズが不足しているという場合は、計画の修正ということではなくコメントの中で報告しながら進めていくという形が一番いいのかなと思います。

(大方会長) 考え方はそれでいいのですが、現実的に内規みたいなものは作るのですか。

(寺見副会長) あるいは3年目で修正とか、目標値の見直しといった具体的なことは考えていますか。

(三井委員) 10年計画であれば、前期後期で見直す場合が多いのですが、今回は5年です。中間期での見直しは、もう一度需要調査を行う必要があります、それは厳しいかと思います。会議においてご指摘があれば目標値を変えずに対応していくことは協議事項になっていくと思いますが、内規として明記するのは色々なパターンがあり、難しいと思います。

(寺見副会長) 要は目標修正するならその根拠が必要になるので、かなり大規模な調査をしないといけないということが前提にあるのですか。

(三井委員) ベンチマークがあればいいのですが、全部調査というのは難しいです。目印として、国の方針の一つである待機を解消することです。加えて待機や不足は無くとも、充実させていくものと2種類あると思います。

(寺見副会長) 数値目標をいじるのではなくて、その時の状況に応じて評価をする、その評価に対して、現状とどういう関係性があるかをコメントで付けるということで、共通理解を図るということですね。内規と言うと大げさになるので、この会議としてはそういう共通理解で他の事業もそのように評価していくという共通ベースが必要なので、皆様に合意していただきたいということですね。

(友廣委員) 今の評価では芦屋市がやった仕事良かったか悪かったかという評価の付け方だと思います。それはそれでいいのですが、困っている方は待機児童の件をすぐに解決して欲しいのです。今年度が始まった時点でその年の待機児童の数はすぐに分かりますよね。去年の4月に数字が出ているのであれば、それを何とか解消しようと去年の4月から変えていかないといけないと思います。数字がずれていた、ニーズ量を超えたとはっきり数字が出ているのなら、今年一年はその解決を目標にしているはずで、今年一年は「4月には待機児童をなくす」として進めていかないと待機児童はなくなります。そういう数字の変更というのはしないのでしょうか。

(三井委員) 一番わかりやすいのは保育所の問題で、現状でいいとは思っていません。一日でも早く何とかしなければなりません。例えば、計画74ページの3号認定の子どもたちが1・2歳であれば217人分不足と出ています。これをただちに0人にするのは課題ですが、現実的には非常に難しいです。それは国も分かっているんで5年間で行うとしています。計画を変えないということは、出ている数字を無視するというのではなく、13事業は可能な限り目標値を前倒しで実施していきます。

ただ、学童保育や保育所の定数については、ハード面の整備が関わってきますので、土地が無いことや、どう整備するのかという問題があります。今回の計画は、各自治体の実情に沿って実施していく中で、目標値はありつつ実態として不足だという部分については、今後どう実現していくかを論議いただくのが妥当だと思っています。中間で見直しをするなら当時と同じ手法でないと数値の変化を見ることはできません。それも一つですが、以前から論議いただいている中で、保育所の待機児童と学童保育の問題が大きいと思っています。市には届いていないニーズがあるのであれば、教えていただきたいです。そのニーズを汲み取って、確認しながら進めていきます。

(友廣委員) P D C Aサイクルは長い5年の周期でも意味がないのかなと思います。わかった数字をきちっと目標値に変えていかなければいけないと思います。

(大方会長) 資料2であればAからCに当てはめて、実態に合わせて評価する必要があります。今回の第5章は1年1年で結果が出ますよね。実態が見えてくるわけですから、実態に合わせて計画上4施設と書いていても、事業者もいないのに、わざわざ4施設にしなくてもいいという場合もあります。それで結果的に1施設になったとしても、コメントのところに現実的にはニーズがなかったんで1施設にしたとすればA評価になりますよね。評価する時点で実態を評価するということを文言として入れていただくといいのではないかと思います。年次計画をわざわざ立てている意味がないので、大きな意味での内規が作れないのであれば、せめてP D C Aサイクルという事実に基づき作られているので、それを入れていただければと思います。

(寺見副会長) ニーズ自体が動くので、数値目標自体が不確定な面があり、皆さん困られると思います。だから、評価するという共通理解をいただくとともに、事

務局の説明で実績評価と内部評価という言葉が使われましたね。各項目によって実績評価と内部評価をどういう視点でしていくのか、その視点をしっかりと明記した評価表を出される必要があるのかと思います。これは、今後の課題です。

(事務局和泉) 実績評価という形で各事業のご報告をさせていただくのですが、最初に所管課での評価を案として提出させていただきます。その評価案を実績報告に基づいて子ども・子育て会議で総合的に判断いただき、最終の評価として一つにまとめたいと考えております。

評価基準につきましては、内規で記載できない部分につきましても、こちらの案にわかりやすく補足説明等を入れさせていただきたいと思っております。これでもし承認いただけるのであれば、そういった内容を含めて会長と調整させていただいて最終案を固められればと思っておりますが、いかがでしょうか。

(寺見副会長) 私は今のお話はよくわかりました。各所管が評価をして、それをまたここで評価をしてというその手順を含めて文字化していただいて、みんなの共通理解を図れるように評価の基準を可視化したものにしていただきたいです。

(事務局和泉) わかりやすいものを資料として作成します。

(友廣委員) 毎年待機児童がいる中で、実態に合わせて水準を合わせてそれを目標に進めて欲しいです。

(大方会長) 今回わざわざ5年の間で細かく年区切りをしているのはそのためです。今日の時点では資料2の案を取っていただきますが、可視化したものに関しては、次年度以降今回の皆様の意見を活かしていただきたいです。

< 報告 >

1 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について

(大方会長) 資料3の「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について」の報告をお願いします。

(事務局田中) 子育て推進課の田中です。

資料3-1「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認に付いて」をご覧ください。こちらの一覧は、来年度当初に当たる平成28年4月1日の各施設の利用定員の報告をさせていただく資料です。利用定員は子どもの認定区分ごとに一番右の列に記載しています。色を反転させていない施設は現行と変更がございませんが、色を反転させている施設は利用定員が変更になるか、または新設となる施設です。

資料の中ほどの月若町3番10号に住所を変更しております蓮美幼児学園芦屋川ナーサリーです。今までは阪急芦屋川の北側にテナントを借りて0・1・2歳の受け入れの認可保育園でしたが、東芦屋町から月若町へ引っ越したことから来年度から2号認定子どもの利用定員を39人分新設され、3号認定については0歳が8人から6人へ、1・2歳が22人から20人へ変更しております。

次に、一行下の蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリーですが、利用定員を変更しています。何故かと言いますと、一行上の蓮美幼児学園芦屋川ナーサリーが0・1・2歳児の施設でしたので、3歳児以降の受け入れにつき蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリーにその分の定員を持っていましたが、蓮美幼児学園芦屋川ナーサリーが0歳から5歳の受け入れに変わりましたので、蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリーも定員の内訳を変更しております。2号認定子どもが57人から51人へ、3号

認定子どもの0歳が7人から6人へ、1・2歳が14人から21人へ変更になっております。詳細は、後程裏面で説明いたします。

それから、一番下の行に記載しています小規模保育事業A型のポピンズ小規模保育園芦屋は、4月1日開園予定の小規模保育事業所で総定員は19名となっています。現在はグループ型家庭的保育事業という市の委託事業を3月末まで運営いただいている施設でございます。4月1日以降は場所も変わらず小規模保育事業A型に移行されることとなっています。利用定員につきましては、0歳児が6人、1・2歳児が13人です。

なお、芦屋市立浜風幼稚園につきましては、今年度末で廃園になるためこの一覧には記載しておりません。

裏面2ページをご覧ください。こちらは、来年度当初の時点での2号・3号認定子どもの年齢別の利用定員内訳です。今年度、小規模保育事業の整備に努めてまいりましたが、その中で、3歳以後の受皿についてご意見をいただく機会が増えてきましたので、こちらの資料で一覧をお示しさせていただきました。

まず、1ページの説明でも少し触れましたが、蓮美幼児学園芦屋川ナーサリーと芦屋山手ナーサリーの定員変更については、これまでは2歳児までの受け入れだった芦屋川ナーサリーの3歳以後の受皿として芦屋山手ナーサリーにその分（12名分）の定員が上乘せになっていました。この表の芦屋山手ナーサリーの平成27年度の2歳児の定員が7名であるのに対し、3歳の定員が19名となっているのは、そのためです。しかしながら、平成28年4月1日からは、芦屋川ナーサリーが3歳以後の受け入れも可能となったことから、芦屋山手ナーサリーの定員の内訳を変更されるものです。

それから、12月28日に開催しました確認部会で認可・確認に向けてご意見を頂戴しましたポピンズ小規模保育園芦屋が4月1日から開園することに伴い、利用定員の合計としましては、0歳児116人、1歳児174人、2歳児223人、3歳児221人、4歳児235人、5歳児242人、合計1,211人となり、2歳児の定員が3歳児の定員を2人分上回るようになっております。このままですと、平成28年度の2歳児が平成29年度に3歳児になる際に定員を超える計算になりますが、浜風幼稚園跡地に平成29年4月に開園予定である（仮称）幼保連携型認定こども園浜風夢の整備等によって3歳以後の受皿確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、一番下の行にこの一年間での定員増加数を記載しており、合計として89名分の定員増となっております。今後の変動も予想されるため、あくまで参考値としてご理解いただきたいのですが、2月15日時点での来年度入所待ち児童の見込みについて、89名整備したことによっても、4月1日の入所待ち児童は118人となっております。平成27年度当初の入所待ち児童が128人でしたので、今年度と来年度を比べまして、10人の入所待ち児童が解消されたということです。89名の整備はしましたけれども、その分そのまま入所待ちの方が減ったということには至っていない状況です。

資料3-1については以上です。

(大方会長) ありがとうございます。見込みで、10人入所待ちが減ったということですか。現実には充足できそうですか。

(事務局田中) 充足といたします。

- (大方会長) 待機は無いということです。
- (三井委員) 118人おられます。
- (大方会長) 10人しか減っていないということですか。
- (事務局田中) 89人分の利用定員を増やしましたが、10人しか解消されていないということですか。
- (大方会長) 待機はまだたくさんいるので、解決できていないということが重大ですね。何かご意見はありませんか。
- (堀江委員) この時期、入所で周りの保護者は必死で、早く入れないと入れないから、取れる育休を取り切らずに復帰して仕事をされ、親子共に辛いという状況で、例えば小学校で「下の子が生まれて、この子の育休を取れば上の子とゆっくり出来るけど、保育園に入れなければ意味が無いから復帰するわ」という声を聞きます。この表を見ると年齢が上がるごとに増える枠が本当に狭いので、それはそう思われるなというのがあります。復帰を急がないといけないような、育休が保障されているのに使えないということが何とかできたらなと思います。特に2歳から3歳が全然枠が広がらないので、「早く申し込まないと」という気持ちになって、それが待機の数として出てきているように思います。
- (友廣委員) 先ほどの話に戻りますが、去年の4月に128人いて、1年間10人を減らす努力をしました。今現在118人います。この118人の方がすぐにでも入れるように今から動いていかないといけません。それをお願いします。来年の4月の時に108人でした、とらないようにしていただきたいです。具体的に何か見えていることはありますか。
- (事務局田中) 当然施設の整備には時間がかかりますので、今の段階で来年度の整備という意味ではっきりと見えているのは(仮称)幼保連携型認定こども園浜風夢があります。
- (友廣委員) それは来年4月ですよ。
- (事務局田中) 平成29年4月開園を予定しています。
- (友廣委員) 1年間は何もないということですか。
- (事務局田中) 来年度途中での開園で何か見えているというのは現段階では何ともありません。
- (岡本委員) 何もないとおっしゃっていましたが、蓮美さんが呉川町の方に保育園を造れそうだったのに、頓挫してしまったというのを聞いたのですが、これは行政が関係して何か問題があったというわけではないのですか。
- (事務局田中) 今の意見について説明しますと、宗教法人光聖寺がグループ型家庭的保育事業を今年度末まで行っています。精道中学校圏域の竹園町で行ってまして、こちらが今年度末で事業が終わるところで、法人も芦屋の待機児童の問題をご理解いただいていた。平成29年4月1日を目標に認可保育所を整備していただけたという話で呉川町の方で動いていました。土地が仮契約という段階でいざ本契約をするというタイミングで地域住民と協議を進めていきましたが、芦屋市の方に建設反対の署名が出されました。そういったタイミングもありまして、その場所での計画は中止にされたというがありました。ですから、現時点ではっきり何か見えているものとなると、(仮称)幼保連携型認定こども園浜風夢となっております。
- (友廣委員) 今回の制度自体は市町村に実施主体がありました。市町村が責任を持って実施して、結局待機児童が出ました、誰が責任を取るのか見えません。自信を持って来年何もできませんと言われても、誰が解決するのか、市の方にして

だかないといけないですが、誰がしてくれるのかというのが疑問です。所管課となってしまうのですが、この会議は何をするのかという疑問が生じます。

(三井委員) 都市部は土地が無い、土地が高いということがあります。土地については国からの補助が無い中で整備していきます。呉川町の話は、要望書が出たから中止になったとは思っていません。協議していく中でまだ仮契約段階でしたので、法人がご判断されました。ただ、引き続き保育所建設の場所を探されています。計画では小規模保育事業所にと考えていましたが、待機が多いのであれば0～5歳の保育所がいいのではないのかという法人のお考えで取組んでもらっています。引き続き、この計画では認定こども園、小規模保育事業所という形で充足していくことになります。誘致を進めていかないと解決しませんので、努力していきたいと考えています。

(堀江委員) 待機児童も何とかしていかないといけないということで、小規模保育施設が増えてきましたが、新しいところはほとんど園庭が無く、子どもたちがたくさん公園に遊びに行くということになっていて、大きい年齢の子が遊具を使っていたら、保育士は気を遣っていますが、小さい子は何となく引いてしまって遊具を使わなくなったりします。在宅で子育てをしている方が公園に来られている場合だともっと圧倒されてしまいます。ですので、待機児童の解消と在宅で子育てされている方の支援の両方をきちんとしていかなないといけません。民間が保育園を10年間だけする、というのは絶対できないので、市がしっかりしていきなさいということ国も言っています。そう言いながらも公立がすると補助が出ないと聞いたことがありますので、児童数が減っていく予測があるのであれば、土地のある保育施設を期間限定でも市が行っていくことはできないのかと現実を見て感じます。

(大方会長) 子ども・子育て会議については、去年決めたことをどう実行しているかを伺って、意見を言うことしかできません。意見を議長や市長なりに伝えて反映していただくということです。市の施策があつて、各市町村の格差が現実的にもすごく出てきています。結果的にこんなに待機児童が多くなると芦屋市に住まなくなる可能性があります。芦屋市に住んでも保育園に入ることができないとなると、若い人が近隣に住むことになる可能性があります。実際に様々な市の中で待機児童が100人いて、今年の春に0人になってもまたすぐ100人になってしまったということがあります。これは国全体の予測以上に、保育所の就労支援という意味合いが、福祉的な意味ではなく、市民の方の就労支援の役割へと変わってきています。もう一つは、芦屋市ではそういうことはないだろうという予測が今までの雰囲気の中にあつたかもしれませんが、どこであろうとこれから若い人が生きていく中で必然的な問題となっています。課題解決がすぐに行なわなければなりません。結果10人しか待機が解消できなかったというのは、関西でも珍しいのではないかと感じます。118人解決してまた100人出てきたというのはいくらでもあります。そうではなく、10人解決してまだ118人いるというのは結果的に、指標として出していた目標を達成できなかったという実態をどう受け止めていくかということになります。どうするかということについてこの会議で方策は出せませんが、その事実に基づいて、次年度以降市としてどう考えていくかということ市全体の課題として、真摯に受け止めていただきたいです。そうしないと、人がいなくなり、住みにくい街というイメージが定着してしまうのではないかと思います。

(寺見副会長) 総合戦略会議にも出ていましたが、子どもの問題だけではなくて思春期の若者たちが生活する部分でも住みにくいという意見がありますので、意識を変えていく必要があると思います。一昨日までオーストラリアに行っていたのですが、向こうでは行政のシステム自体が違います。文化が違うので、そうしてくださいとは言いませんが、保育と教育の施設がトータルに1つ、その中にプレスクールがあり、ナーサリーがありデイケアがあり、その中に中核教育施設があり、小学校に繋がります。その中に放課後児童のクラスがあります。学校が終わって保育が終わったらもう15時半で終わりです。その中で残る子どもたちは全員ファンデーションなりレセプションに行ってしまう。そこで学校教育への準備教育を受けて全員初等教育へ行くという形です。オーストラリアもまだまだ改革中で確定はしていませんが、かなり荒療治をしたようなことを聞きました。そのようにしようと言っているわけではないのですが、既存の枠組みに縛られるのではなく、新たな発想の取組が必要なのではないのかと思います。芦屋市は総括的に生活レベルがある程度保障されているので、みんなの意識を次世代に向けて変えていく必要があるのかなと思います。幼稚園の役割、幼稚園や市町村の考え方があると思いますが、様々な既存の施設を活かして、どのような多様な取組ができるのか考えないといけません。特に小規模保育施設は現段階でも連携施設を確定していないと認可が下りないというわけではありません。これから小規模保育施設を増やせば増やすほど問題は浮上してきます。トータルな政策を考えないと増々深刻になってくるので、新たな施設の多様な利用の仕方をさせていただきたいです。

(三井委員) 今年から始まっている総合戦略というのは全国で行っていて、芦屋市も2本柱「安全・安心」と「子育て」ということでそこに保育も入っています。これについては市としても力を入れて行っていこうとしています。

土地が無いのであれば、見方を変える必要があり、有効的な活用もご提案もさせていただいているつもりです。この中でいただいている意見については担当部長として、実現していきたいと考えています。既存の状態があるので難しいところがあると思っておりますが、今は変わり目だと思っております。

(大方会長) では資料3-2の説明をお願いします。

(事務局田中) まず資料の説明を始める前に事務局が何をお伝えしたいかという主旨ですが、今年度当初の時点で、事業計画のニーズ量を超える保育所の入所申し込みが発生していました。そこで、事業計画通りに対応すると、実際には保育を必要とする方がいるのに施設整備が進まないということになりかねないため、急ぎニーズ量についてPDCAをしております。事務局としては、3歳以後の保育ニーズが1・2歳のそれに比べて低くなっていたことが一因と考え、2歳のニーズが3歳以後も継続すると仮定したものを資料として提供している点を、まずはお含みおきください。

資料3-2「ニーズ量の見込みのPDCA（事業計画第5章教育・保育の量の見込みと確保方策）」をご覧ください。この資料につきましては、0～2歳の低年齢児の待機児童解消と、3歳以後の受皿確保に対応するため、事業計画におけるニーズ量の見込みと実際の申込み数を比較し、ニーズ量の見込みをチェックするものです。

1ページの表については、事業計画からの抜粋の数値④の行ですとか、保育所申込みの実績値①～③の行となっておりますが、表の下のアスタリスクで表

示している留意点がございまして、2号認定子どもの「教育希望が強い」については、支給認定を受けることができる就労状況等でありながら支給認定を受けずに幼稚園に通園しているケースは市にその方の情報が入って来ないため、該当者数を把握できないことから計上しておりません。そのため①は認定子ども園の利用者数、②は入所待ち児童のうち認定子ども園を第一希望としている人数としております。よって、一番下の行の「-191人」という数値はそれとの差分ということで、予めご容赦願いたいと思います。

さて、この資料の1ページで申し上げたい内容は、一番下の一文にまとめておりますが「ニーズ量の見込みでは、1・2歳児のニーズに比べ、3歳以後のニーズが低水準にとどまっている」ということです。

2ページをご覧ください。小規模保育事業の整備で0～2歳の保育ニーズに対応するためには、それに連動する3歳の受皿を用意しなくてはなりません。そこで、まずは現在事業計画に記載しています1・2歳のニーズ量の見込みについて、それぞれの年齢で内訳を算出し、2歳児のニーズが翌年度以後の3歳以後に継続するとして平成28年度以後に適用し仮に算出したものを、一番下の表に市全域と各圏域で平成28年度から平成31年度まで記載しています。

そして、これらの考え方の整理を、現在の事業計画に落とし込んだものを、次の3ページ以後にまとめておりますので、次ページのA3資料をご覧ください。

網掛けの部分が、PDCAによる数値です。A3の資料に4つの表がありますが、左上の表が市全域、左下の表が山手圏域、右上の表が精道圏域、右下の表が潮見圏域です。その過不足分は、表の最下段となっております。マイナス表示が提供量の不足を表していますので、実際にこの程度の入所申込みがあった際は、入所申込みの実態に合わせて認定子ども園を主軸としつつ、待機児童の多い山手圏域・精道圏域では認可保育所の整備も視野に入れて対応していきたいと考えております。

今後、3歳以後の確実な受皿を整備する上で、認定子ども園又は認可保育所の認可・認定をする兵庫県に対して、事業計画のニーズ量の見込みを上回る施設整備が必要な現状をしっかりと伝えなければなりませんので、入所申込み状況という実態に応じた施設整備を迅速に進めるためにも、利用定員及び今後の施設整備に関してこのような説明をさせていただき、議論しコンセンサスを得た上で進めたいと考えております。

なお、来年度に予定している施設整備の取組としましては、潮見圏域に平成29年4月開園予定の(仮称)幼保連携型認定子ども園浜風夢が1号認定60名、2号認定80名、3号認定60名という予定で法人側と協議を進めているところでございます。それからもう一つ潮見圏域の案件で、開園時期は未定ですが南芦屋浜地区に認定子ども園を整備するための取組を行いたいと考えております。その他、待機児童の多い山手・精道圏域については、認可保育所も視野に入れ具体的に進められればと考えております。

長くなりましたが、資料3-2の説明は以上です。

(三井委員) 補足ですが、先ほどありました計画を超えてニーズが生じた場合の対応については、このように実態に合わせて整備していきたいと思っています。子ども・子育て会議で決まった方向は守りつつ、修正を加えたという一つの例です。

(大方会長) 先ほどある程度意見が出ていましたので、本件については終了とさせていただきます。それでは引き続き資料4の説明をお願いします。

2 補助金を活用した子育て支援事業の報告について

(事務局阿南) 当日配布の資料4-1と資料4-2を使って説明させていただきます。今回、国の補助金「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して充実させることができた事業を2つご紹介します。

子育て支援を実施するにあたっては、いかに財源を確保しつつ、いいサービスを提供するかということが重要であり、利用可能な補助金については今後も活用して支援の充実を図っていきたいと思います。報告の後にご意見等がございましたらよろしく願いいたします。では、所管課より報告させていただきます。

(事務局茶嶋) この補助金を活用して、少子化対策として「子育てサポートブックわくわく子育て」の冊子を作りました。子育て支援のために費用の全額を交付金で賄い作成した冊子で、全5,000部のうち、4,000部ほどを保育所、幼稚園、関係機関、図書館、保健センター、子育てセンター等に配布いたしました。妊娠期から、出産、子育て、つどいの広場、認可保育所、その他色々な情報を掲載しています。今までもう少し薄手の冊子はありませんでしたが、字が小さかったり、見にくかったりしましたので改定しました。

冊子をご覧になって、何かこういうところが載っていたら良かった、こういう配置が良かった、こういうコーナーがあれば良かった等ありましたら、ご意見をいただきたいと思い、報告させていただきました。よろしく願いいたします。

(事務局森本) 続いて、子どもの医療費助成事業について報告いたします。

この交付金を活用して、平成27年7月1日から、所得制限範囲内のご家庭のお子様の医療費を無料化いたしました。

資料4-2の裏面をご覧ください。医療費10割のうち、加入されている健康保険が7割または8割を負担します。したがって、実際に病院の窓口で支払うのは患者負担部分の3割、未就学の場合は2割となります。この患者負担部分に対して芦屋市が助成するのが子どもの医療費助成制度です。

0歳児から小学校3年生までの方は上の図、小学校4年生から中学校3年生までの方は下の図の通りとなります。上図の場合、これまでは1日あたり800円を限度に月2回まで合計1,600円はご負担いただいておりますが、無料といたしました。下図の場合は、患者負担部分のうち2割の医療費をご負担いただいておりますが、同様に無料といたしました。

では、資料4-2の表面、評価指標をご覧ください。事業を実施するにあたり、平成27年12月31日現在の15歳未満人口が13,000人を超える水準に達することを評価指標といたしました。実績値としては12,730人と目標には達しませんでした。主な原因としては、無料化を実施してからまだ8か月程しか経過していないこと及び、少子化の影響から芦屋市のみならず近隣市においても15歳未満人口が減少していることが考えられます。

次の項目の「改善策」をご覧ください。今後もホームページ等で制度の周知に努めるとともに、近隣市の制度内容と比較して芦屋市との間に大きな差が出ないように留意していかなければならないと考えております。

また、15歳未満人口の減少は芦屋市全体の問題でもあるため、関連部署と

も連携して芦屋市の魅力の1つとしてアピールすることも検討しなければならないと考えております。

以上が、子どもの医療費助成事業についての報告となります。

(大方会長) これらの資料は市で実施されていることを知る上で参考にはなると思いますが、もしこういった補助金の使途等につきこの会議で何らかの審議をした結果の報告や評価でしたらわかるのですが、それが無く結果だけを聞いてもあまり意見等を出しようがありませんので、芦屋市ではこのようなことをされているのだなという受け取り方になると思います。

(三井委員) 医療費助成は、県の基準を超える部分は補助を受けず全部市単独で実施しています。今回はこの緊急支援交付金の制度により補助を受けられました。可能な限り補助金は活用していけるよう取り組んでいるということも含めてのご報告です。

(大方会長) ガイドマップもそうですよね。

(三井委員) そうです。

(小西委員) 私も最近内容を確認したのですが、ガイドマップの22, 23ページですが、こぼとぼぼ保育園の名前が掲載されていないと思います。平成26年4月に開園し、赤ちゃんの駅もあってオムツ交換ができるのでお母さん方も来られています。

(事務局茶嶋) この赤ちゃんの駅は、10月時点の情報を基にしている関係で、タイムラグがあり、削除部分や追加部分がございます。年に1度発行いたしますので、必ず記載させていただきます。申し訳ございませんでした。

(久松委員) この資料1を拝見して、子育てサポートブックわくわく子育て等は、No. 11に記載されている通り、健康課が情報提供するとあるのですが、私は乳幼児のたくさんのお母さんと関わる仕事をしていますので、こういうことを尋ねてみましたら、多くの方がよく分かっていないとおっしゃっています。家庭訪問の時に資料を頂くものの資料があまりにも多すぎるので、読み切れていないのだと思うとおっしゃる方は多いです。

乳幼児のお母さんは外に出ることが少ないので、孤独で情報不足になりがちです。そこで私がお願いしたいことは、せっかく家庭訪問されるのであれば、例えば事前に登録が必要な病児保育のことであるとか、子育て推進課が進めているサポートのこと、子育て支援の事業内容等は、その時にピックアップして情報を提供してあげれば、それがひいては政策目標にも繋がるのではないかと思いますので、検討いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(事務局茶嶋) ご意見ありがとうございます。子育てサポートブックは確かに訪問の時に持って行くと重たく、量も多くなるので、1月から、母子手帳を取りに来られた時にお渡しして説明させていただいています。これまでも、サポートブックである「あいあい」を持って、内容をピックアップして直接お話しさせていただいているようなのですが、情報量が多い時になかなか伝わらないかと思っておりますので、保健センターに伝えたいと思います。

(大方会長) マップも作られて可愛くていいと思いますが、先進的な市では母子手帳を取りに来られた方にはメール等の登録がされて、その人が何か月ですよというのがメール送信されたり、いつ検診がありますよという個々に必要な情報がこれと連動して繋がるようになっていたりします。費用もかかりますし、すぐにはできないと思いますが、このような補助金を活用する際には他の先進的なとこ

ろを参考にして，他市が行っていることをしても遅れてしまうので，無理にとは言いませんが，できれば今後こういうことを調べてされるといいのではないかと思います。他に無いようでしたら，これで会議を終了させていただきます。

【事務局より事務連絡】

(大方会長) それではこれもちまして，第3回芦屋市子ども・子育て会議を終了いたします。本日は長時間どうもありがとうございました。

<閉会>